等の作成の状況を明らかにした書類を作成するとともに、その旨を通信記録物等管理者に通知しなければならない。

［3・4　略］

（通信の当事者に対する通知）

第二十五条　法第三十条第一項の書面の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

2　最高裁判所規則第十三条の書面の様式は、別記様式第七号のとおりとする。

（通知を発しなければならない期間の延長）

第二十六条　法第三十条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2　［略］

3　第一項の請求は、通知期間延長請求書（別記様式第八号）により行わなければならない。

4　［略］

（警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等）

第二十七条　警察官が保管する傍受記録に係る法第三十一条の規定による聴取、閲覧又は複製の作成については、当該傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の作成をしようとする者が法第三十条第一項の通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならない。

2　［略］

（傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求）

第二十八条　法第三十二条第三項の規定による聴取、閲覧又は複製の作成の請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2　［略］

3　第一項の請求は、傍受の原記録聴取等請求書（別記様式第九号）により行わなければならない。

4　第一項の請求をするときは、法第三十二条第三項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理由があることを疎明する捜査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

第四章　補則

（通信傍受手続簿）

第二十九条　次の各号に掲げる措置を執った場合においては、通信傍受手続簿（別記様式第十号）によりその手続等を明らかにしておかなければならない。

［一～三　略］

四　法第二十五条第四項又は第二十六条第四項の規定による記録媒体の提出

五　法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定による書面の提出

［号を削る。］

［六］　［略］

［七］　法第三十条の規定による通知

［八］　法第三十条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求

［九］　法第三十一条の規定により通信の当事者に傍受記録の聴取及び閲覧等をさせること

［十］　法第三十二条第三項の規定による請求

した書類を作成するとともに、その旨を通信記録物等管理者に通知しなければならない。

［3・4　同上］

（通信の当事者に対する通知）

第二十二条　法第二十三条第一項の書面の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

2　最高裁判所規則第十三条の書面の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

（通知を発しなければならない期間の延長）

第二十三条　法第二十三条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2　［同上］

3　第一項の請求は、通知期間延長請求書（別記様式第七号）により行わなければならない。

4　［同上］

（警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等）

第二十四条　警察官が保管する傍受記録に係る法第二十四条の規定による聴取、閲覧又は複製の作成については、当該傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の作成をしようとする者が法第二十三条第一項の通知を受けた通信の当事者であることを確認しなければならない。

2　［同上］

（傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求）

第二十五条　法第二十五条第三項の規定による聴取、閲覧又は複製の作成の請求は、指定警察官がこれを行うものとする。

2　［同上］

3　第一項の請求は、傍受の原記録聴取等請求書（別記様式第八号）により行わなければならない。

4　第一項の請求をするときは、法第二十五条第三項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理由があることを疎明する捜査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

第四章　補則

（通信傍受手続簿）

第二十六条　次の各号に掲げる措置を執った場合においては、通信傍受手続簿（別記様式第九号）によりその手続等を明らかにしておかなければならない。

［一～三　同上］

四　法第二十条第三項の規定による記録媒体の提出

五　法第二十一条第一項の規定による書面の提出

［六］　第十八条第三項の規定による書面の提出

［七］　［同上］

［八］　法第二十三条の規定による通知

［九］　法第二十三条第二項ただし書（同条第三項後段において準用する場合を含む。）の規定による請求

［十］　法第二十四条の規定により通信の当事者に傍受記録の聴取及び閲覧等をさせること

［十一］　法第二十五条第三項の規定による請求